

商品概要のご説明

— 契約概要 —

「商品概要のご説明」は、商品に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。

●商品のしくみについて

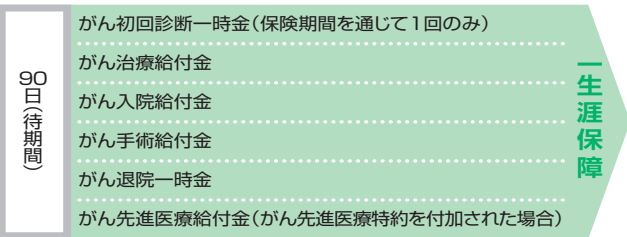
「がん保険Believe[ベリーブ]」の正式名称は、「無配当 新がん保険(2010)」です。がんになられた場合のさまざまな保障を一生にわたり確保できます。初めてがんと診断されたときや、がんの治療を目的として入院・手術をされたときに給付金等をお支払いします。また、がんで10日以上継続入院後に退院されたときには、一時金をお支払いします。

「がん先進医療特約」を付加された場合、がんを直接の原因として先進医療による療養を受けられたときには、その技術料と同額をお支払いします。

死亡保険金はありますが、被保険者が死亡された場合、解約払戻金がある場合は契約者にお支払いします。高度障害保険金はありません。

※この商品における「がん」とは、「ご契約のしおり抜粋」の別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物をいいます。

■仕組図



責任開始日
がん責任開始日

●保障内容について

給付金等の名称・支払事由・支払限度・支払金額等は次のとおりです。

	名称・支払事由・支払限度	支払金額
主契約	がん初回診断一時金 初めてがんと診断されたとき ●保険期間を通じて1回のみお支払いします。	基本給付金額 ×100倍
	がん治療給付金 がんの治療を目的として入院を開始されたとき ●支払回数無制限(ただし、2年に1回を限度とします。)	基本給付金額 ×50倍
	がん入院給付金 がんの治療を目的として入院されたとき ●支払日数無制限	基本給付金額 ×入院日数
	がん手術給付金 がんの治療を目的として約款所定の手術を受けられたとき ●支払回数無制限	基本給付金額 ×20倍
	がん退院一時金 がん入院給付金の支払対象となる入院で、かつ、10日以上継続入院して退院されたとき ●支払回数無制限(ただし、「がん退院一時金」をお支払いした入院の退院後、退院日を含めて30日未満に開始した入院の退院についてはお支払いしません。)	基本給付金額 ×10倍
がん先進医療特約	がん先進医療給付金 がんを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けられたとき ●通算1,000万円限度 ※特約を付加された場合のみ、お支払いします。	先進医療にかかる技術料と同額

※がんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

※がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。

▶▶保障内容に関する注意事項について

■がんにかかわる保障は、責任開始日*(復活日を含む)からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

*当社が第1回保険料充当金を受領した時、またはお客さまが告知をされた時のいずれか遅い時(責任開始時)の属する日。

※がん以外の原因による保険料払込免除は責任開始日より保障を開始します。

■被保険者が、がん責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約は無効とします。告知前に、がんと診断確定されていた事実を契約者および被保険者のいずれも知らなかったときは、既払込保険料(復活の場合は復活時および復活以後の払込額となります。)を契約者に払い戻します

が、いずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

■異なるがんを併発して入院・手術等をした場合でも、がん治療給付金・がん入院給付金・がん手術給付金およびがん退院一時金は重複してお支払いしません。

■2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1回の手術とみなしてがん手術給付金をお支払いします。

■保障の対象となる手術は「ご契約のしおり抜粋」の別表8をご確認ください。

■その他、給付金・一時金をお支払いしない場合の概要は「特に重要な事項のお知らせ」(注意喚起情報)をご確認ください。

《がん先進医療特約について》

■先進医療による療養とは健康保険法等に定める公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限ります。

■この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術でも、がんを直接の原因としてその先進医療による療養を受けた場合にはがん先進医療給付金のお支払いの対象となります。一方、ご契約時に先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金のお支払いの対象とはなりません。

■同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約について重複して加入はできません。

●保険期間・保険料払込期間について

保険期間は終身です。保険料払込期間は60歳・65歳払済または終身払からお選びいただけます(契約年齢によりお選びいただけない保険料払込期間があります)。

●ご契約の内容について

ご契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(月払・半年払・年払、払込経路=口座振替・クレジットカード払込)については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保険料について

・ご契約の保険料は、ご契約の内容・性別・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込方法により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合等には保険料が異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。

・被保険者が不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態(片眼失明・両耳聴力喪失等)に該当されたとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態(両眼失明等)に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※保険料の払込みを免除しない場合の概要は「特に重要な事項のお知らせ」(注意喚起情報)をご確認ください。

●解約払戻金について

【主契約】

・終身払の場合：解約払戻金はありません。
 ・終身払以外の場合：保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、基本給付金額×10倍の解約払戻金があります。

【がん先進医療特約】

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

●特約について

・この商品には「指定代理請求特約」が付加されています。この特約により、被保険者が給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」(指定代理請求人)が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。

・「がん先進医療特約」については「●商品のしくみについて」「●保障内容について」をご覧ください。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付・保険料の自動振替貸付は取扱いません。